

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 都市計画法施行令の一部改正

景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を開発許可の基準として条例で定めるための基準を定めること。  
(第二十九条の四関係)

第二 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

一 資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準を定めること。  
(第十一条の六関係)

二 資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十二条各号に掲げる費用の二分の一とすること。  
(第十一条の七関係)

第三 都市緑地法施行令の一部改正

公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為として、景観法の規定により指定された景観重要

建造物の保存に係る行為を追加すること。

(第三条関係)

#### 第四 都市公園法施行令の一部改正

都市公園法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる建築物として、景観法の規定により景観重要建造物として指定された建築物を追加すること。

(第六条関係)

#### 第五 日本道路公団法施行令等の一部改正

公団等を国の機関とみなして規定を準用する規定として、景観法第十六条第五項及び第六項並びに第十二条第四項の規定を追加すること。

(第八条等関係)

#### 第六 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正

一 特別保存地区内において許可される行為として、景観法の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物又は工作物の新築を追加すること。

(第六条第一号及び第四号関係)

二 特別保存地区内において、人工林が相当部分を占める森林で、府県知事が歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するものの皆伐について許可が認められる面積を一ヘクタールを超え五ヘクタール以下の範囲内で府県知事が指定する面積とする。

(第六条第八号関係)

三 地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用についての国の地方公共団体に対する補助金の額は、当該施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とすること。

(第十一条関係)

第七 その他所要の改正を行うこと。

第八 その他

- 一 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。
- 二 屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置を定めること。